平成２３年（フ）第６０９９号
大阪市鶴見区今津南４丁目７番８号
破産者　有限会社テックベン
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６１号
大阪府松原市南新町３丁目334番地の１
破産者　有限会社下原塗装
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
沖縄県那覇市松山２丁目11番８号
破産者　有限会社まつやまストア
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３５４号
沖縄県浦添市字西原921番地の１
破産者　株式会社ワールドネット大幸
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３５号
岩手県花巻市東和町土沢１区161番地１
破産者　有限会社クリーンアップ
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２１５号
山梨県北杜市須玉町大藏1221番地
破産者　有限会社堤工業所
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５６号
滋賀県甲賀市水口町高塚７番17号
破産者　株式会社ＴＲＵＴＨ
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１２６号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字脇山１番地の259
破産者　株式会社中源銘木
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１５号
京都市山科区大宅沢町76番地
破産者　株式会社岩田
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
山口県下関市綾羅木新町１丁目８番11号
破産者　西日本出荷運送株式会社
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
宮崎市大坪町粟田2650番地１
破産者　株式会社大淀農材
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５７号
岩手県一関市大東町摺沢字摺沢駅22番地
破産者　小山　建悦
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２９号
宮城県遠田郡涌谷町字桜町裏127番地１
破産者　遠藤　　浩
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４４３号
札幌市手稲区富丘５条５丁目３番41号、破産手続開始決定時の住所札幌市西区発寒６条９丁目１番１号　プラムコートＡ―802号
破産者　鈴木　克彦
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１３号
北海道恵庭市島松本町２丁目８番８―103号
破産者　内山ひろみ
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８８号
札幌市北区新琴似５条６丁目３番１号　右
破産者　岡田　昌弘
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４６２号
札幌市中央区南９条西５丁目１番10―506号
破産者　大岡　一則
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３４号
北海道釧路郡釧路町桂３丁目６番地
破産者　柳谷　美之
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１１１号
茨城県水戸市笠原町217番地　ロイヤルガーデンカーサハラＢ棟205号、開始決定時の住所茨城県水戸市笠原町1756番地の３　メロータウン202号
破産者　坂本　宏泰
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２９３号
茨城県常陸太田市栄町120番地の２
破産者　舛田　昇
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所